

平成30年度事業所評価加算対象事業所(総合事業)

平成30年4月サービス提供月から平成31年3月サービス提供月の期間について、事業所評価加算の対象として決定された事業所は次のとおりです。

開設者名	事業所名称	介護保険事業所番号	サービス種類	加算算定開始月 (サービス提供月)	〒	住所	電話番号
医療法人聖仁会	医療法人聖仁会 デイサービスたんぼぼ	1931310443	通所型サービス	2018/4/1	401-0302	南都留郡富士河口湖町小立4012-1	0555-73-3511
株式会社ケー・アール・ジー	デイサービスセンターきぼう 甲府中央事業所	1970101646	通所型サービス	2018/4/1	400-0032	甲府市中央2-10-8 シマツビル1階	055-221-6111
社会福祉法人恵優会	青葉町デイサービス	1970102156	通所型サービス	2018/4/1	400-0828	甲府市青葉町14-15	055-236-5159
ケアパートナー株式会社	ケアパートナー甲府	1970102321	通所型サービス	2018/4/1	400-0047	甲府市徳行五丁目12番21号	055-231-6611
株式会社シダー	あおぞらの里 甲府デイサービスセンター	1970102875	通所型サービス	2018/4/1	400-0061	甲府市荒川1丁目3番25号	055-254-5355
三幸株式会社	フォレスト小瀬デイサービスセンター	1970103147	通所型サービス	2018/4/1	400-0831	甲府市上町1211-2	055-242-3535
株式会社エ.ピーナ	在宅福祉エ.ピーナ甲府南	1970104335	通所型サービス	2018/4/1	400-0053	甲府市大里町4144-4	055-288-8148
株式会社ケー・アール・ジー	デイサービスセンターきぼう 山梨事業所	1970200380	通所型サービス	2018/4/1	405-0018	山梨市上神内川1265-1	0553-20-1800
株式会社仁掌堂	機能回復センターありがとう	1970600415	通所型サービス	2018/4/1	409-3244	西八代都市川三郷町岩間4616番地1	0556-32-3800
社会福祉法人身延山福祉会	特別養護老人ホームみのぶ荘	1970700058	通所型サービス	2018/4/1	409-2531	南巨摩郡身延町梅平2483-122	0556-62-3131
株式会社ケー・アール・ジー	デイサービスセンターきぼう 富士川事業所	1970701247	通所型サービス	2018/4/1	400-0505	南巨摩郡富士川町長澤2165	0556-20-6700
株式会社ケー・アール・ジー	デイサービスセンターきぼう 昭和事業所	1970801112	通所型サービス	2018/4/1	409-3867	中巨摩郡昭和町清水新居1655	055-231-6700
医療法人聖仁会	医療法人 聖仁会 リハビリデイサービス元気丸	1971300643	通所型サービス	2018/4/1	401-0331	南都留郡富士河口湖町長浜2410 富士河口湖町足和田出張所内 老人福祉センター1階	0555-73-8500
株式会社ウィルピース	リハビリ特化型デイサービスカラダラボ南アルプス	1971601123	通所型サービス	2018/4/1	400-0405	南アルプス市下宮地261番地	055-225-5451
株式会社ウィルピース	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ白根	1971601206	通所型サービス	2018/4/1	400-0213	南アルプス市西野2537番地1	055-242-7281
ボシブル医科学株式会社	ボシブル石和	1971800733	通所型サービス	2018/4/1	406-0045	笛吹市石和町井戸72	055-230-5007
株式会社IMAZU	リハプライド 笛吹石和	1971800949	通所型サービス	2018/4/1	406-0028	笛吹市石和町駅前14番地7	055-261-7056

事業所評価加算とは、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを行う介護予防通所サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、試行的取組として、評価対象となる期間(各年1月1日から12月31日までの期間をいう。)において、利用者の実人員、及び選択的サービスの実施率が一定以上であり(1)、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上(2)となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき、1月につき120単位を加算するものです。

1 算定のための基準 = 利用実人員数が10人以上であり、選択的サービス実施率が60%以上であること。

2 要支援度の維持者数 + 改善者数 × 2

評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に変更認定を 0.7